

国の緊急事態宣言再発出を受けての区の考え方

令和3年1月7日に発出された国の緊急事態宣言に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で下記の事項を決定した。

< 緊急事態宣言の主な内容 >

対象 感染者が急増している1都3県

内容 住民

夜8時以降の不要不急の外出自粛

飲食店への時短要請（～11日）

【酒を提供する飲食店】午後8時までの営業

【酒の提供】午後7時まで

（12日～2月7日）すべての飲食店に拡大

学校 【小中学校・高校等】一斉休校せず 【大学】対面授業とオンライン授業を適切に活用

保育所 原則として継続を求める

事業者 テレワーク 在宅勤務や時差出勤の徹底

期間 1月8日（金）午前0時～2月7日（日）

記

1 区の方針

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、区民の「命」を守る施策を強化する。
- ・区民生活や経済活動をしっかり支えるため、感染防止策を徹底し、業務を継続する。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

2 主な施設等の対策

基本的に、区の施設については、学校・保育園を含め、通常どおり開設する。ただし、国の方針により示された、不要不急の夜8時以降の外出抑制に協力する。原則として、貸出施設等の開館は夜8時までとするほか、飲食、会食、カラオケ等飛沫感染の危険性が高い利用については、自粛を呼びかける。

なお、公演等がすでに決まっており、開館時間の変更が難しい施設については、国のガイドラインに基づき、感染防止策を再徹底し、柔軟に対応する。

3 区主催イベント・事業等の対応

宣言期間内の区主催・共催イベント・事業等については、一律中止をするものではないが、実施の時期・内容を含めて見直しを行う。また、実施する場合は、感染防止策を徹底する。